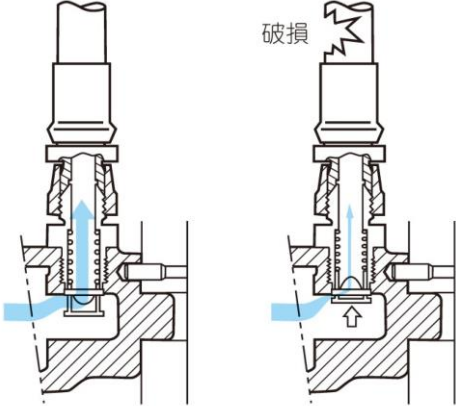
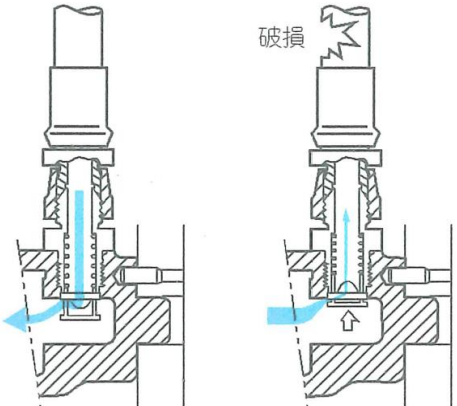
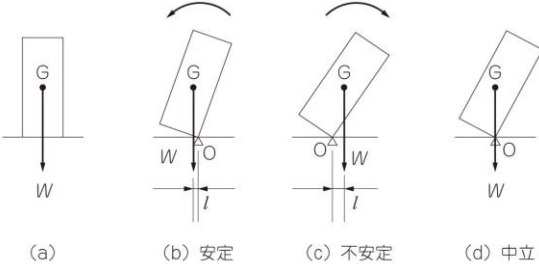
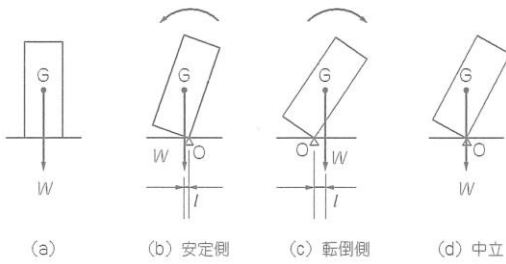


技能講習テキスト「フォークリフトの運転」新旧対照表 (改訂第15版1刷⇒改訂第16版1刷)

項目	テキスト ページ	項番	行・図表	旧(改訂第15版1刷)	新(改訂第16版1刷)
表紙				表紙・背表紙・裏表紙 KT-15H-1Z	表紙・背表紙・裏表紙 KT-16H-1Z
奥付				2022年9月30日 改訂第15版1刷	2023年12月20日 改訂第16版1刷
凡例				…その他は日本工業規格、	…その他は日本産業規格、
第1章 フォークリフトの概要	9	1.3.2		(3) フリーマスト (4) 走行時基準無負荷状態 (5) 基準荷重中心 (6) 基準負荷状態 (7) 走行時基準負荷状態 (8) 荷重中心 (9) 許容荷重 (10) 最大荷重 (11) 定格荷重 (12) 標準揚高	・ (順番の変更) ・ ・ (3) フリーマスト (4) 走行時基準無負荷状態 (5) 荷重中心 (6) 基準荷重中心 (7) 最大荷重 (8) 基準負荷状態 (9) 走行時基準負荷状態 (10) 許容荷重 (11) 定格荷重 (12) 標準揚高 ・ ・
第2章 フォークリフトの走行に関する 装置の構造および取扱いの方法 に関する知識	22	2.1.1 (3)		蓄電池式フォークリフトでは、蓄電池を電源として走行、荷役およびかじ取りを行うためそれぞれ別個の直流電動機を使用しています。	蓄電池式フォークリフトでは、蓄電池を電源として、交流式電動機で走行、荷役を行います。
	24	2.1.1 (3) (c)		③ かじ取り用電動機 かじ取り用電動機は直流直巻式のもので一般に使用され、…	③ かじ取り用電動機 かじ取り用電動機は交流式電動機のもので一般に使用され、…
第3章 フォークリフトの荷役に関する 装置の構造および取扱いの方法 に関する知識	54	3.1.1 (1)		…「基準荷重中心に荷を負荷させたときにフォークに生ずる応力の値が、使用材料の降伏強さの値の3分の1以下の値であること。」と決められています。	…「基本荷重中心に最大荷重の荷を負荷させたときにフォークに生じる応力の値は、当該フォークの鋼材の降伏強さの値の3分の1以下の値であること。」と決められています。

項目	テキスト ページ	項番	行・図表	旧(改訂第15版1刷)	新(改訂第16版1刷)
第3章 フォークリフトの荷役に関する 装置の構造および取扱いの方法 に関する知識	64	3.1.3 (6)	図3-20	 <p>図3-20 セーフティダウン弁</p>	 <p>図3-20 セーフティダウン弁</p>

項目	テキスト ページ	項番	行・図表	旧(改訂第15版1刷)	新(改訂第16版1刷)
第4章 フォークリフトの運転時の安全 遵守事項と合図	74	4.1.1(4)		② 原動機を止めて、車両が動き出さないようにブレーキを確実にかける。くさびまたはストッパーで止める等の逸走防止の措置をしておく。	② 原動機を止めて、車両が動き出さないようにブレーキを確実にかける。くさびまたはストッパーで止める等の逸走防止の措置をしておく。(下線部を太字に修正)
第6章 フォークリフトの運転に必要な 力学に関する知識	103	6.2.3(1)	図4-15	(b)の場合を安定、(c)の場合を不安定、(d)の場合を中立であるといいます。   (a) (b) 安定 (c) 不安定 (d) 中立 図6-13 安定、不安定、中立	(削除)   (a) (b) 安定側 (c) 転倒側 (d) 中立 図6-13 安定、不安定、中立
	107	6.3.4		…このように円運動を続けるためには、常に中心の方向へ引っ張る力が必要であり、	…(削除)円運動を続けるためには、常に中心の方向へ引っ張る力が必要であり、
第8章 関係法令	123			労働安全衛生法(抄) 改正 令和元年6月14日法律第37号	労働安全衛生法(抄) 改正 令和4年6月17日法律第68号
	127			労働安全衛生法施行令(抄) 改正 令和4年2月24日政令第51号	労働安全衛生法施行令(抄) 改正 令和5年9月6日政令第276号
	127			(就業制限に係る業務) — 解釈例規 — …日本工業規格D6001	(就業制限に係る業務) — 解釈例規 — …日本産業規格D6001
	127			労働安全衛生規則(抄) 改正 令和4年8月22日厚生労働省令第112号	労働安全衛生規則(抄) 改正 令和5年9月29日厚生労働省令第121号

項目	テキスト ページ	項番	行・図表	旧(改訂第15版1刷)	新(改訂第16版1刷)
	132			<p>(運転位置から離れる場合の措置)</p> <p>第151条の11 事業者は、車両系荷役運搬機械等の運転者が運転位置から離れるときは、当該運転者に次の措置を講じなければならない。</p> <p>一 フォーク、ショベル等の荷役装置を最低降下位置に置くこと。</p> <p>二 原動機を止め、かつ、停止の状態を保持するためのブレーキを確実にかける等の車両系荷役運搬機械等の逸走を防止する措置を講ずること。</p>	<p>(運転位置から離れる場合の措置)</p> <p>第151条の11 事業者は、車両系荷役運搬機械等の<b>運転者が運転位置から離れるときは、当該運転者に次の措置を講じなければならない。</b></p> <p>一 フォーク、ショベル等の荷役装置を最低降下位置に置くこと。</p> <p>二 原動機を止め、かつ、停止の状態を保持するためのブレーキを確実にかける等の車両系荷役運搬機械等の<b>逸走を防止する措置を講ずること。</b></p> <p>(下線部を太字に修正)</p>
	141			<p>安全衛生特別教育規程(抄)</p> <p>改正 令和元年8月8日厚生労働省令告示第83号</p>	<p>安全衛生特別教育規程(抄)</p> <p>改正 令和5年3月28日厚生労働省令告示第104号</p>